

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針を踏まえた職員への指導（いじめを許さない姿勢の徹底）
- ・保護者・学校評議員への取り組み状況に対する点検・評価の依頼
- ・学校評価の評価項目への位置づけ

いじめ対応委員会

定期開催

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、生徒支援部員、学年主任、担任、養護教諭、キャンパスカウンセラー、（部活動顧問）等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・いじめ対策達成項目の設定
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針の策定

未然防止

- 学習指導の充実
  - ・学習における規律作り
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
  - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
  - ・情報モラルの指導の充実
  - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開・公開授業の実施
  - ・地域行事への積極的参加（ボランティアなど）

早期発見

- 情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・生徒・保護者・地域住民からの情報
  - ・登校時の校門指導
  - ・アンケートの実施
  - ・各種調査の実施（CoCoLo-34 など）
  - ・定期的な面談における情報（生徒・保護者）
- 相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置・周知
  - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 情報の共有
  - ・報告の徹底（生徒支援部会の定期開催）
  - ・職員会議等での全職員の情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・次年度への申し送り事項の徹底